

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	ソーシャルメディア規制の現状と課題
他言語論題 Title in other language	Current Status and Issues of Regulations of Social Media
著者 / 所属 Author(s)	板倉 陽一郎 (ITAKURA Yoichiro) / 弁護士 (ひかり総合法律事務所)
書名 Title of Book	コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題 科学技術に関する調査プロジェクト報告書 (Trends and Issues of Social Media in the Era of Coronavirus)
シリーズ Series	調査資料 2020-4 (Research Materials 2020-4)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2021-03-25
ページ Pages	—
ISBN	978-4-87582-875-4
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	—

- * この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

ソーシャルメディア規制の現状と課題

弁護士・ひかり総合法律事務所
理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員
国立情報学研究所客員教授
大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授
板倉陽一郎

2020/11/12

コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題

1

スライド 1

自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒，2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了，2007年慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）修了。2008年弁護士（ひかり総合法律事務所）。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向（消費者制度課個人情報保護推進室（現・個人情報保護委員会事務局）政策企画専門官）。2017年4月より理化学研究所革新知能統合研究センター社会における人工知能研究グループ客員主管研究員，2018年5月より国立情報学研究所客員教授。2020年5月より大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授。
- 総務省・情報通信法学研究会構成員、消費者庁・デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会委員、IoT推進コンソーシアム・データ流通促進WG委員等。
- 法とコンピュータ学会理事、日本メディカルAI学会監事、一般社団法人データ流通推進協議会監事等。

2020/11/12

コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題

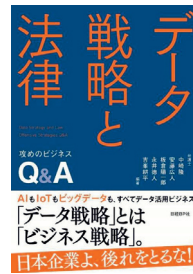
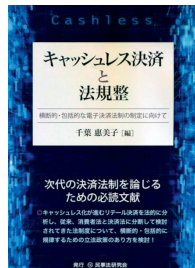
2

スライド 2

近著



法制度、判例、連邦取引委員会による取組を解説。実践的アプローチ、豊富な事例で複雑な法体系を解説する。わが国では十分な研究の蓄積がない分野(子どものプライバシー、金融プライバシー等)についても解説する。



2020/11/12

コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題

3

スライド 3

アジェンダ

- 1 基本
- 2 ソーシャルメディア規制 (実体面)
 - (1) 基本的な類型①名誉毀損, プライバシー侵害
 - (2) 基本的な類型②知的財産権侵害
 - (3) ヘイトスピーチ
 - (4) フェイクニュース
 - (5) 個人情報を含む「長者番付」
- 3 ソーシャルメディア規制 (手続面)
 - (1) 外国事業者への訴訟
 - (2) 外国事業者への行政規制

2020/11/12

コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題

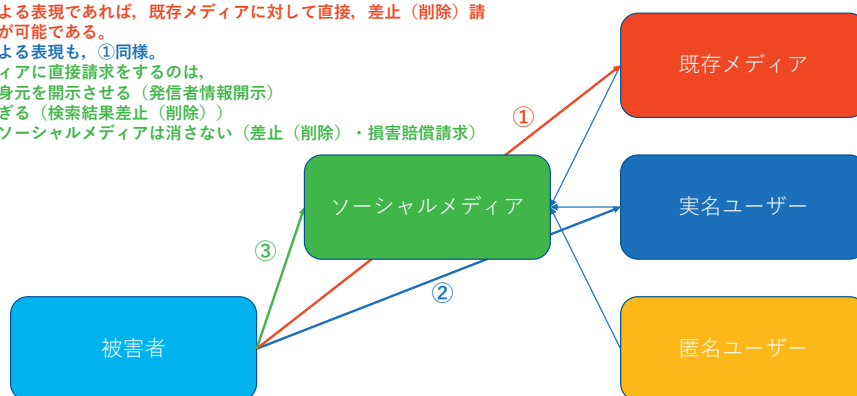
4

スライド 4

1 基本

① 被害者からの請求

ソーシャルメディア上の表現行為で「被害」が生じたとして、
 ①既存メディアによる表現であれば、既存メディアに対して直接、差止（削除）請求、損害賠償請求が可能である。
 ②実名ユーザーによる表現も、①同様。
 ③ソーシャルメディアに直接請求をするのは、
 ・匿名ユーザーの身元を開示させる（発信者情報開示）
 ・「被害」が多すぎる（検索結果差止（削除））
 ・①②が消えてもソーシャルメディアは消さない（差止（削除）・損害賠償請求）
 etc



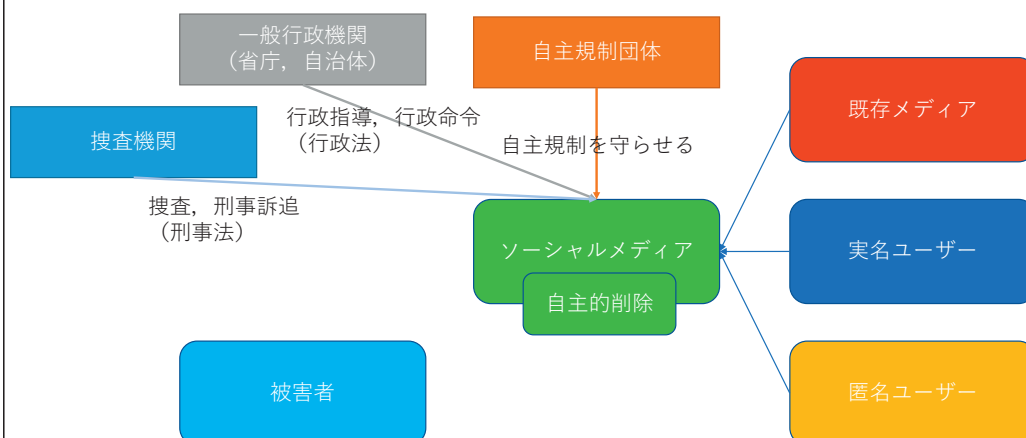
2020/11/12

コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題

5

スライド 5

②被害者以外からの規制



2020/11/12

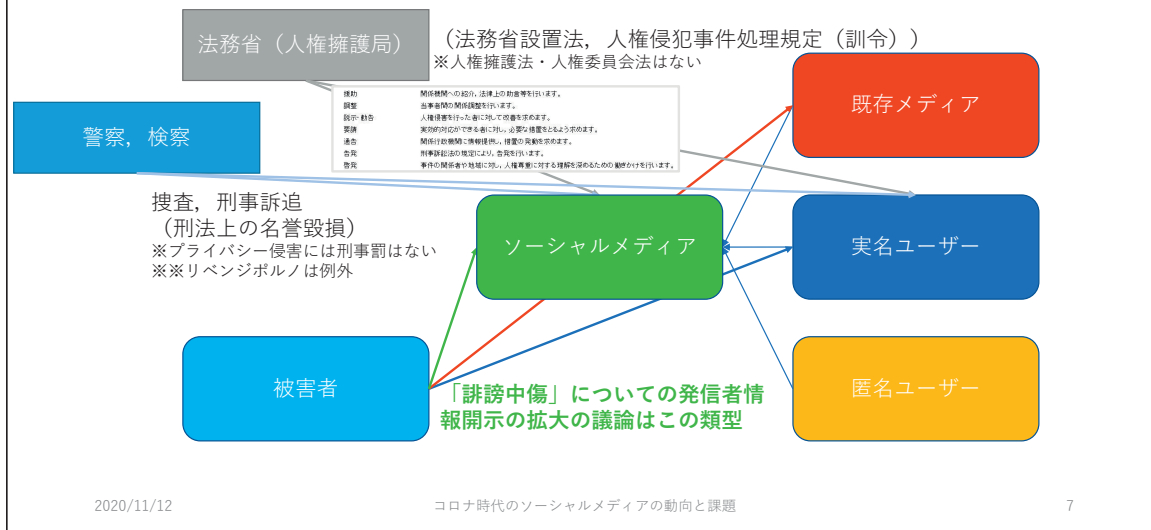
コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題

6

スライド 6

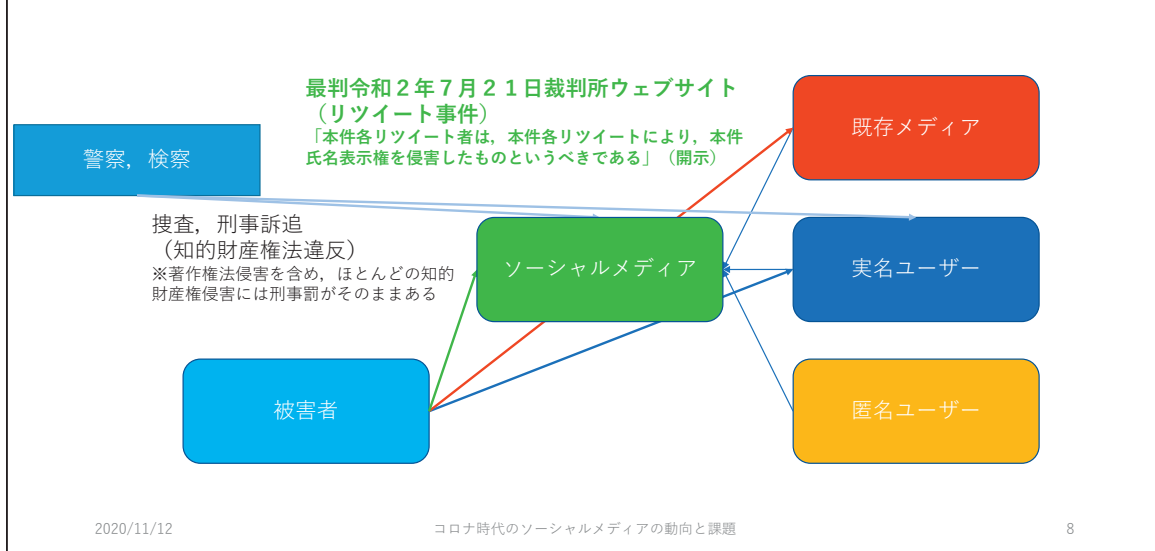
2 ソーシャルメディア規制（実体面）

(1) 基本的な類型①名誉毀損，プライバシー侵害



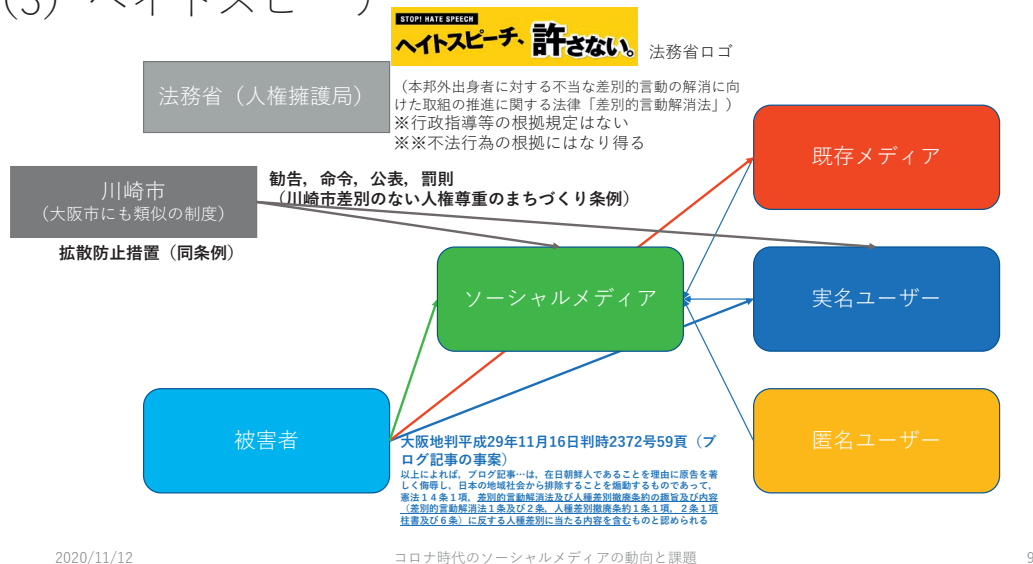
スライド 7

(2) 基本的な類型②知的財産権侵害



スライド 8

(3) ヘイトスピーチ



スライド 9

Q&A

Q1 この条例は、どんな条例ですか？

A1 この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元年12月に制定したものです。

Q2 言動を規制する罰則を定めているが、「表現の自由」との関係はどうか？

A2 川崎市では、本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが行われ、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、こうした行為が、市内において、再び繰り返されることは看過できないことから、「表現の自由」その他の「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利に留意し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的に示して、構成要件の明確化を図り、禁止規定を設けました。

この禁止規定に違反し、再び同様の行為を行うとする者に対し、まず、「勧告」をし、この「勧告」に従わず、再び同様の行為を行うとする者に対しては、「命令」をし、この「命令」に従わなかったときに、「公表」をするともに、罰則規定として、行政罰に関する規定を設け、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みとしました。

また、「表現の自由等への配慮」の規定を設けることにより、「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意することとしております。

Q3 外国や外国人に関する批判は、全て禁止されるのですか？

A3 この条例では、「本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として」、「本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの」などを対象にしていますが、個別の事案については、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聞いた上で、市長が慎重に最終判断を行うこととなります。

したがって、日常生活における言い争い、会員のみの会合、単なる批判、悪口といったものや、歴史認識の表明、政治的な主張などについては、基本的に対象にしていません。

Q4 今後、川崎市はどのような取組を進めていくのですか？

A4 川崎市では、不当な差別を生まない土壌を築く取組が大変重要であると認識しています。

これまで、児童生徒をはじめ、様々な世代の方々に対象に、人権教育及び人権啓発を行ってきましたが、この条例の制定を一つの契機に、こうした取組がより効果的なものとなるよう、その充実を図めるとともに、この条例に基づく施策を着実に推進してまいります。

川崎市
差別のない人権尊重の
まちづくり条例について

人権を尊重し、
共に生きる社会を目指して

Colors, Future!
いろいろなって、未来。
川崎市

川崎市 市民文化局
令和2（2020）年7月

条例の内容について詳しく知りたい方は、
「川崎市 人権条例」で市ホームページを検索
<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000113041.html>

対人関係、権利関係、インターネット上の誹謗・中傷、不当な差別、いじめ、嫌がらせなどの人権侵害でお悩みの方は、
かわさき人権相談ダイヤル
電話番号 **044-200-2359**
月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く。）
受付時間：9:30～12:00 / 13:00～16:00

令和2（2020）年7月発行

スライド 10

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の概要

条例の制定経緯

川崎市では、あらゆる差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきましたが、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題が顕在化している現状を踏まえ、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定しました。

条例の内容（概要）

(1) 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

不当な差別的取扱いの禁止

何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはなりません。

人権教育及び人権啓発の実施

不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を行います。

人権侵害による被害に係る支援

人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行います。

情報の収集及び調査研究の実施

人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行います。

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

ア 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止

何人も、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせない。

<場所>

- 市内の道路、公園などの公共の場所

<手段>

- 拡声機（携帯用を含む。）を使用
- 看板、プラカード等を掲示
- ビラ、パンフレット等を配布

<類型>

- 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者を人以外のものとたとえるなど、著しく侮辱するもの

イ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動（違反行為）が行われた場合の流れ

左記アに違反（1回目）

市長は、動告の前に、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴く。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴くことができないときは、この限りでない。

市長は、1回目と同一の国又は地域の出身であることを理由として、地域を定めて、動告の日から6月間、左記アの違反行為を行ってならない旨を勧告することができる。

違反行為（2回目）

市長は、命令の前に、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴く。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴くことができないときは、この限りでない。

市長は、前2回目と同一の国又は地域の出身であることを理由として、地域を定めて、命令の日から6月間、左記アの違反行為を行ってならない旨を命ずることができる。

違反行為（3回目）

市長は、公表の前に、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴き、また、公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証言を提出する機会を与える。

公表・罰則

市長は、命令に従わなかったときは、氏名、住所等のほか、命令の内容などを公表する。
※市は刑事告発を行い、その後の罰則に係る判断は、司法機関（検察・裁判所）が行うこととなる。

ウ その他

- インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

スライド 11

(4) フェイクニュース

ファクトチェック団体

既存メディア

警察、検察

捜査、刑事訴追
(偽計業務妨害、風説の流布等)

(明らかな) 被害者がいない場合が多い

被害者

自主的表示

ソーシャルメディア

実名ユーザー

匿名ユーザー

2020/11/12

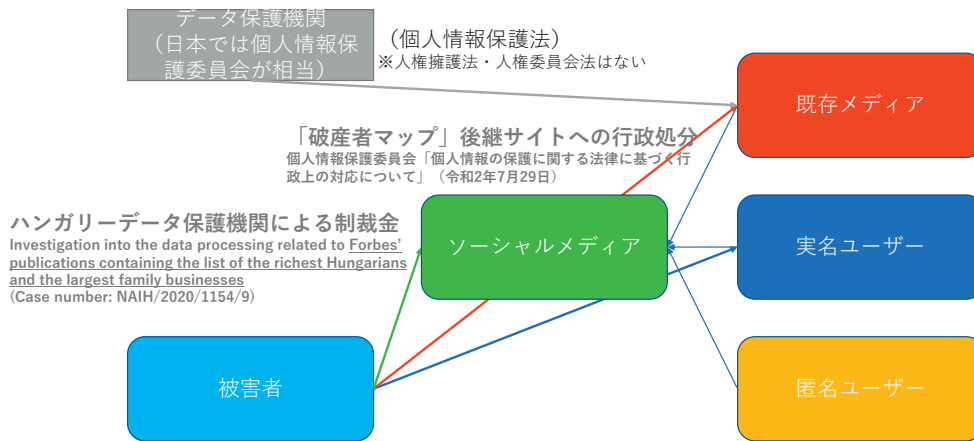
https://i.gzn.jp/img/2020/05/21/twitter-labels-trump-tweets-misleading/00_m.png

コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題

スライド 12

62 国立国会図書館 調査及び立法考査局

(5) 個人情報を含む「長者番付」



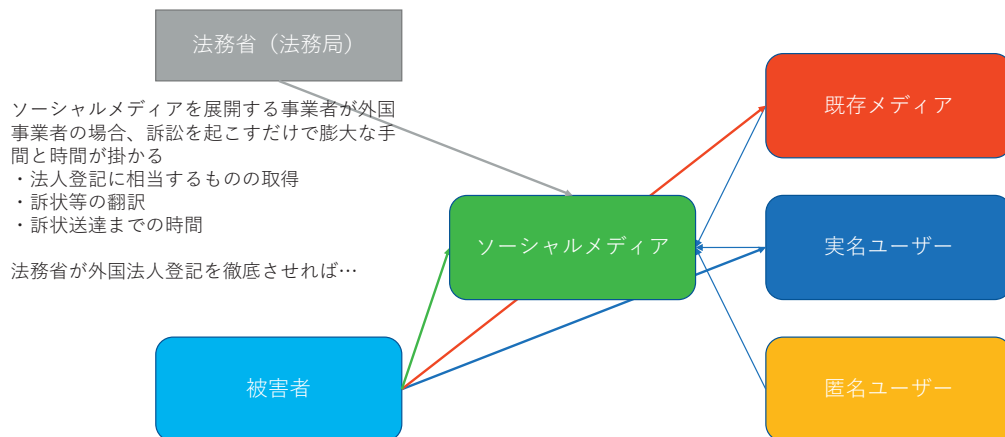
2020/11/12

コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題

13

スライド 13

3 ソーシャルメディア規制（手続面） (1) 外国事業者への訴訟



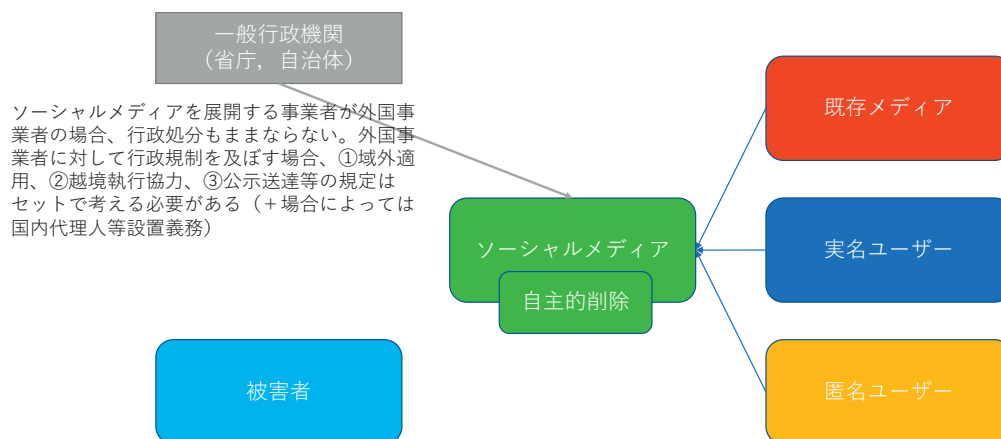
2020/11/12

コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題

14

スライド 14

(2) 外国事業者への行政規制



2020/11/12

コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題

15

スライド 15

2020年改正法，新法による外国デジタルプラットフォームへの手当

	個人情報保護法	特定DPF法	電気通信事業法
域外適用	75条	明文なし	明文なし
代理人設置	なし	なし	10条1項2号
送達すべき書類	58条の2	19条	なし
民訴法準用	58条の3	20条	なし
公示送達	58条の4	21条	なし
電子情報処理組織使用	58条の5	22条	なし
命令違反の公表	42条4項	なし（勧告命令自体の公表は6条3項・4項）	167条の2

2020/11/12

コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題

16

スライド 16

パネリスト報告 4

ソーシャルメディア規制の現状と課題

ひかり総合法律事務所 弁護士
板倉 陽一郎

私からは、今の曾我部先生の憲法の解説を受け、実務的にソーシャルメディアの規制にどんな手段があるかをご説明します。もっとも、ソーシャルメディア規制の話全部しようとする表現規制を全て話さなければなりませんので、概説にとどめます（スライド4）。基本的類型としては、人格権ないし人格的利益、知的財産権と、現代的な話としてフェイクニュース、ヘイトスピーチ、個人情報を含む「長者番付」があります。それから手続面について、よく使われているソーシャルメディアはFacebookにせよInstagramにせよ全て外国事業者ですので、これらを相手にするときの手続の難しさを概説していきます。

表現の自由についていろいろな侵害があることは曾我部先生からご説明があったとおりですが、ソーシャルメディア上の表現行為で被害が生じたとき、被害者は何ができるのかという一番基本的なレベルから話します（スライド5）。例えば、既存メディアによって名誉毀損が起きたのであれば、メディアは逃げも隠れもしませんから、出版前の差止めも試みることができますし、賠償請求なども（認められるかどうかはともかく請求すること自体は）当然できます。

一番著名なのはロス疑惑で、三浦和義さんがたくさんの本人訴訟を起こしています。既存メディアと戦うことはできます。また、実名ユーザーがいろいろな悪口を書いた場合、ソーシャルメディアを介していても介していなくても、本人に対して削除命令まで含めた差止め請求、賠償請求を行えます。これがソーシャルメディア上で展開されることは、しばしばあります。ソーシャルメディア上に流れている情報は信用できない、余り信用している人がいないという指摘が先ほどありました。一般ユーザーが書いているものは恐らくそうなのでしょうが、既存メディアがソーシャルメディアにも参加もしくは参加はしていないがニュースを配信していて、それが一般ユーザーにコピペされて読まれている場合ということもあることには注意すべきでしょう。このように、既存メディアや実名ユーザーが侵害的な表現行為を行っている場合には、直接そちらに請求すればよいわけですが、特徴的なのは匿名ユーザーが侵害的な表現行為を行った場合です。この場合、匿名ユーザーに直接請求できませんので、ソーシャルメディアに、この人は誰かという情報を出してもらう請求をします。発信者情報開示請求です。この辺りは、これに関連した研究会の最終的とりまとめ案が本日出たところで⁽¹⁾、その座長が曾我部先生ですが、ソーシャルメディアに対して発信者情報開示請求をすることが当然想定されています。

また、被害が余りにも多すぎて、いろいろなところで同じような、例えば、名誉毀損的な表現がなされている場合、個別的に分かる人もいますが、全部個別ではやっていられないことか

(1) 総務省「別紙2 発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」2020.12. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000724725.pdf> これに基づき、第204回国会（常会）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案」が提出される予定である。

ら、ソーシャルメディアに検索結果自体の削除を請求することがあります。これが最高裁までいったグーグルの検索結果削除といった問題になります⁽²⁾。

さらに、既存メディアや実名ユーザーに直接請求して削除されても、ソーシャルメディア上に残り続ける場合があります。その場合は、ソーシャルメディアに残っているものの削除、差止め、損害賠償請求をやることがあります。民事的にやるとなると、このような話になります。これは被害者が自分で動く場合です。

被害者以外からの規制にはどのようなものがあるのかというと、いろいろなパターンがあります。スライド6には一般論だけ書いています。一般行政機関は捜査機関以外ということです。省庁や自治体が何らかの行政法を用いて、行政命令や行政指導の形でソーシャルメディアにこれは消してくださいという場合があります。また、本当にひどい表現行為で刑事罰まである場合は、捜査機関から捜査、場合によっては刑事訴追されることがあります。ソーシャルメディアを訴追するのではなく、捜査を行って、実際にそれを書いた匿名ユーザーを訴追することもあるわけです。さらに、行政機関ではなく自主規制団体で、皆で守ろうと言っている場合は、自主規制団体の方から守りましょうと言う場合もあります。自主的な削除というものもあります。これが行き過ぎると、消したこと自体が問題になることは、既に皆さんからコメントがあったとおりです。

各論にいきます（スライド7）。名誉毀損やプライバシー侵害は、典型的な被害者のいる表現になります。これに対して、強制力を伴う行政法は日本にはありません。自民党政権のときも民主党政権のときも、人権擁護法も人権委員会法も作ることができませんでした。そのため、法務省の人権擁護局で、根拠規定が特にない一種の行政指導として、ソーシャルメディアに消してくださいとお願いをしている状況です。こうした形で、行政的な手法が取られることもあります。

被害者は当然、損害賠償請求、差止請求を行います。誹謗中傷は、名誉毀損やプライバシー侵害であることが多いと思います。プライバシー侵害には原則として刑事罰はありません。リベンジポルノは例外的です。名誉毀損には刑事罰もあるので、ハードルは高いものの刑事的な手法が取られることもあります。ただ、刑事捜査になることは余りありません。ソーシャルメディアで流布されている場合は賠償請求等が行われることもあります。

著作者人格権の一つとして氏名表示権があります（スライド8）。リツイートする際に著作者の名前を付けて著作物を出さないと著作権人格権（氏名表示権）侵害になりますが、リツイートしたら自動的に名前部分が画像から消えてしまったそうで、これが氏名表示権侵害になるのが問題になり、なり得るという最高裁判決が出て話題となりました⁽³⁾。

次に、ソーシャルメディアでよく発生する問題である、ヘイトスピーチに移ります（スライド9）。ヘイトスピーチは、特定の方からすれば被害とを感じる類型ですが、個人的な被害かという難しい面があります。もっとも、不法行為だということで、自分で損害賠償請求する場合、ヘイトスピーチ規制法を根拠に不法行為を認める方向になることがあります⁽⁴⁾。ただし、この法律自体は、行政指導の根拠とはされていません。そこで法務省は何をやるかというと、スラ

(2) 最高裁判所平成29年1月31日決定、民集71巻1号63頁。

(3) 最高裁判所令和2年7月21日判例、裁時1748号3頁。

(4) 大阪地方裁判所平成29年11月16日判例、判時2372号59頁。

イドにあるようなキャンペーンをやっています。

さらに強力なものとして、地域によって条例が定められている場合があります。有名なのが川崎市と大阪市の条例です。川崎市は、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」という罰則を設けた条例を運用していることで注目されています。非常に分かりやすいパンフレットも出されています（スライド10）。いきなり刑事罰とか行政命令ではなく、きちんと審査会でチェックをして「勧告」、さらに審査会の意見を聞いて、それでもヘイトスピーチを止めない者には「命令」、さらに「公表」、「罰則」と続きます（スライド11）。これはリアルでヘイトスピーチを続けた場合で、インターネット上での表現活動については拡散防止措置、世界に公表と。市からSNSに「消してください」とお願いすることになると思います。そのような手段があります。

次にフェイクニュースです（スライド12）。フェイクニュースの難しいところは、被害者がいない場合が多いことです。もちろんフェイクニュースにも、いろいろな種類があります。人の名誉毀損を伴うようなものであれば刑事訴追もあり得ますし、偽計業務妨害、刑事訴追上の風説の流布であれば、刑事的な手段もあり得ます。しかし、具体的な被害者がいない場合、法的な手段は難しくなります。そこで、ソーシャルメディアが自主的な規制を行っています。先ほどの平先生の話にも出ていましたが、ドナルド・トランプ（Donald Trump）大統領自身がウソのニュースを流すため、トランプ大統領のツイートに「これには気を付けてください」といったレッテルが貼られるという問題にまで発展しています。さらに、行政機関、捜査機関による表現の規制は極端な場合に限られるべきだということで、ファクトチェック団体等による取組、皆で作る協議会等による取組が進んでいるところです。

最近では、個人情報を含む「長者番付」のようなデータ・ジャーナリズムも平先生から紹介されているところですが、これについて日本には直接的な指示指針はありません。ただし、ハンガリーのデータ保護機関が、長者番付はデータ保護法違反だとして制裁金を課すといった動きもあり⁽⁵⁾、こういった表現の規制も着目されるところです（スライド13）。

次に手続論です（スライド14）。メジャーなソーシャルメディアの運営主体の多くは外国事業者ですので、日本にいないことになっています。そのため訴訟するだけでも、膨大な手間が掛かります。法人登記に相当するものを外国から取り寄せ、訴状等を全部翻訳して、訴状を送達するまでに場合によっては1年近く掛かることもあります。外国企業が日本で継続的に事業を行っている場合、外国法人登記をしなければならないのですが、法務省はこれを徹底してくれません。これは民事で争う場合ですが、行政規制についても同じような問題があります（スライド15）。域外に行政規制を適用するという問題、現地の捜査当局・行政当局との協力の規定が必要だという問題もあります。また、公示送達、つまり直接これは手渡しとかしなくても行政処分の効力を発揮するという規定がないと外国事業者に行政処分するのは難しくなります。

(5) “Case number: NAIH/2020/1154/9,” 2020.7.23. Hungarian National Authority for Data Protection and Freedom of Information website <https://www.naih.hu/files/2020-1154-9_FORBES_decision_2020-07-23.pdf>